

長崎市公告第1-523号

下記の物品の購入について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

平成25年9月17日

長崎市長 田上 富久

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件名 | 後付型電子黒板購入 |
| (2) 納入場所 | 指定場所 |
| (3) 業種 | 「事務機器」, 「学校教材」, 「電気通信(視聴覚)機器」又は「コンピュータ機器」 |
| (4) 概要 | 後付型電子黒板の購入 |
| (5) 納入期限 | 平成25年12月27日 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 長崎市内に本店を有すること。
- (4) 公告日現在、1(3)の業種に登録があること。
- (5) 指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 同一人が代表者(受任者を含む。)となっている法人等は、本件入札に同時に参加していないこと。
- (9) 本業務の履行能力があること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)及び長崎市標準契約書(物品の購入)については、長崎市役所本館4階総務局理財部契約検査課(長崎市桜町2番22号)において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

平成25年10月2日(水) 10時05分
長崎市役所本館4階入札室

5 入札保証金

免除する。

6 入札参加申請等

- (1) 入札参加申請方法 長崎市電子入札システムを使用すること。
- (2) 入札参加申請期間 平成25年9月17日(火)16時00分から
平成25年9月24日(火)10時00分まで

(3) その他

- ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格の決定及び通知方法

入札参加資格の審査結果については、平成25年9月25日(水)までに通知する。

入札参加資格がある者については承認の通知を行い、入札参加資格がない者については理由を添えて否認の通知を行うものとする。ただし、紙入札への移行承認を受け、紙による入札参加申請を行った者については、入札参加資格を有しないと認めた場合のみ、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて通知を行うものとする。

8 仕様書等および質疑応答

- (1) 仕様書等は、入札情報サービス(PPI) からダウンロードして取得すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本業務にかかる仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 平成25年9月24日(火)10時00分までに持参するものとする。
- イ 提出先 長崎市桜町2番22号(市役所本館4階) 教育委員会教育総務部総務課
- ウ 回答期限 平成25年9月25日(水)までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。
- エ 閲覧期間 回答した日から入札書提出期限まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- オ 閲覧場所 長崎市桜町2番22号(市役所本館4階) 教育委員会教育総務部総務課

9 入札の方法

- (1) 提出方法 長崎市電子入札システムを使用すること。
- (2) 提出期限 平成25年10月1日(火)13時00分 までとする。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。
- (3) 入札執行回数は2回を限度とする。(再度入札についても、電子入札とする。)
- (4) 初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡することとする。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤の入札と認めた入札
- (7) 長崎市電子入札システム以外の方法による入札(紙入札への移行承認を受けた後に行った、紙による入札を除く。)
- (8) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札

12 入札書の撤回等

入札者は、本市に到着した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札書提出後の入札辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

14 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムから発番された「くじ番号」に基づき、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

16 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

17 その他

紙入札への移行承認を受けた場合は、承認後に行う入札参加申請、入札書等の提出は、紙で行わなければならないものとする。

18 問い合わせ先

公告の内容	総務局理財部契約検査課 電話番号 095(829)1277 (直通)
物品の内容	教育委員会教育総務部総務課 電話番号 095(829)1191 (直通)